

# 「我孫子市地域防災計画」修正の基本方針

令和6年7月17日

我孫子市市民危機管理対策会議

## 1. 修正の背景

「我孫子市地域防災計画」は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、「我孫子市市民危機管理対策会議」が策定する、災害対策全般にわたる基本的な計画である。

本計画では、市内における地震や風水害等に対して、我孫子市及び防災関係機関が有する全機能を有効に発揮し、災害の予防並びに応急対策、復旧・復興対策を円滑に実施することにより、市民の生命・身体および財産を守り、被害を最小限に抑えることを目的として策定している。

「我孫子市地域防災計画」は、策定以来多くの見直しを経ており、近年では平成30年度に、国の防災基本計画や関係法令の改正、千葉県地域防災計画の修正内容を踏まえた修正、大規模災害時の応援受入体制の整備や、熊本地震等の災害を教訓とした災害対策の強化の中でも、特に避難所運営の改善、適切な避難行動を促す情報伝達、効率的な庁内体制の構築、防災備蓄倉庫の体系的整備等の見直しを中心に、実効性の伴う計画となるよう、内容の充実を図った。

前回の令和3年度の修正では、災害対策基本法の改正や、令和元年房総半島台風による県内の被害に基づく千葉県地域防災計画の修正内容の反映、避難所における新型コロナウイルス感染症対策、新たな避難情報や発令基準の見直し、災害時に他自治体や民間機関を受け入れる受援計画、実態に合わせた庁内体制の強化、避難所の災害種別ごとの開設順位や運営内容及び大規模停電対策等の見直し等を中心に見直しを行った。

今回の修正では、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」の指定に基づく推進計画の策定、千葉県地域防災計画の修正内容の反映、新たな土砂災害警戒区域指定に基づく緊急避難場所の変更、救護所の設置場所及び避難所での医療救護活動の見直し、広域的に断水した場合の水源及びトイレ設備等の対策、安否不明者の氏名等公表による救助活動の強化、盛土による災害の防止に向けた対応強化などを中心に、前回の修正項目等をさらに精査していくことで、さらなる減災対策を進めていくために、見直しを行なっていくものである。

## 2. 見直しの項目

### (1) 避難対策の強化

- ・ 避難所における感染症対策
- ・ 新たな土砂災害警戒区域指定に基づく緊急避難場所の変更
- ・ 在宅避難の定義づけ等を踏まえた、安全で適切な避難行動の明確化
- ・ 新たな要配慮者利用施設等の指定（水防法第15条に準拠）
- ・ 災害種別ごとに開設する避難所の整理及び避難所運営の改善

## (2) 庁内体制の強化

- ・ 庁内の災害時事務分掌の見直し
- ・ 実態に合わせた組織編制及び避難所運営体制の構築
- ・ 福祉避難所の運営マニュアルの整備強化及び運営体制の構築
- ・ 業務継続計画及び各課災害行動マニュアルの整備強化

## (3) 応急復旧対策の充実

- ・ 避難行動要支援者の個別避難計画の整備
- ・ 公助、共助、自助それぞれの役割や対策の強化
- ・ 個人や家庭における備蓄の推進
- ・ 土砂災害への警戒及び対応体制の整備
- ・ 救護所の設置場所及び避難所での医療救護活動の見直し
- ・ 広域的に断水した場合の水源及びトイレ設備等の対策強化
- ・ 緊急輸送道路の追加及び変更
- ・ 安否不明者の氏名等公表による救助活動の強化

## (4) その他の前回修正からの見直し

- ・ 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」の指定に基づく推進計画の策定
- ・ 千葉県地域防災計画修正内容の反映
- ・ 避難所及び福祉避難所運営訓練を含む防災訓練のあり方の見直し
- ・ 緊急避難場所及び避難所の指定条件の見直し
- ・ 土砂災害防止法の改正による対策や新たな指定
- ・ 盛土による災害の防止に向けた対応強化
- ・ 利根川の危険水位等の基準水位の変更
- ・ 法改正や組織改編に伴う名称変更などの文言整理
- ・ 過去の修正履歴や風水害履歴の更新

## 3. 修正に向けたスケジュール（予定）

令和6年	4月	入札・発注
	6月	庁内各課との修正内容の調整連絡 自治会・自主防災組織へのアンケート実施
	7月17日	令和6年度第1回危機管理対策会議の開催 「我孫子市地域防災計画」修正の基本方針の決定 修正内容の検討
	10月	計画の素案作成 庁内・関係機関の素案の調整
	12月	パブリックコメント
令和7年	1月	最終調整
	2月中旬	令和6年度第2回危機管理対策会議の開催（最終案の提案）
	3月	印刷・完成、計画配布